

第2表 勤労者世帯当り有業人員

平均有業人員 構成	一世帯当り有業人員	
	昭和28年10月	昭和29年10月
2人世帯	1.08	1.10
3 "	1.22	1.19
4 "	1.27	1.32
5 "	1.38	1.40
6 "	1.57	1.55
7 "	1.81	1.85
8人以上 "	2.25	2.45
平均	1.43	1.44

資料：総理府統計局「労働力調査報告」。

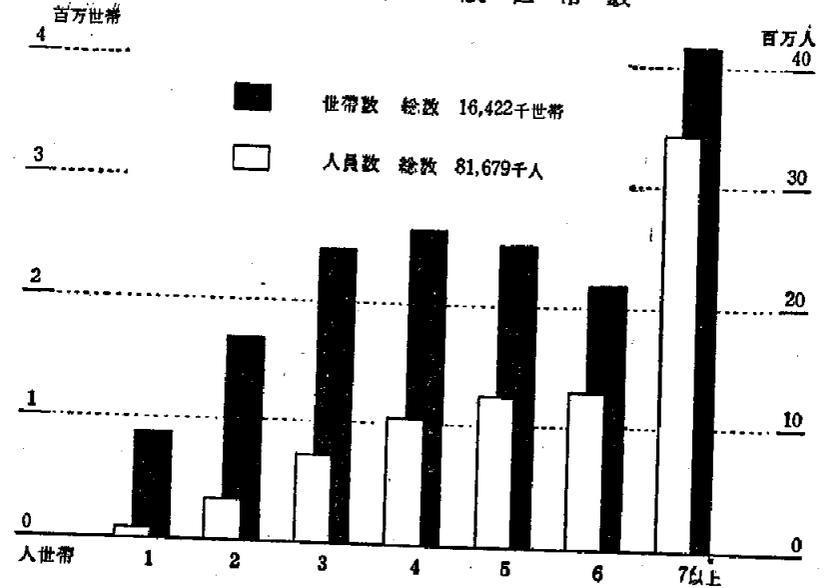
人の子供のように働けない者、家庭の主婦のように働いてはいるが、その働きに対して直接収入すなわち所得をもらわない者、高等学校や大学などの学校に通っていて働く余裕のない者、また病弱で働

で働いている者は、必ずしも世帯主一人とは限らないわけでもあります。このことは、一般の勤労者世帯についても同様で、いわゆる夫婦共働き世帯や、親子で勤めている世帯は、非常に多いのであります。第2表で見られるとおり、日本全国の勤労世帯では、平均一世帯で約一人半が働きに出ている勘定になります。

働く人々 以上のことを、私たちの家庭を念頭

におきながら、もう少しつつこんで考えてみましょう。一般に、世帯を構成している者の中には、老

第1図 全国一般世帯数



第1表 全国一般世帯数

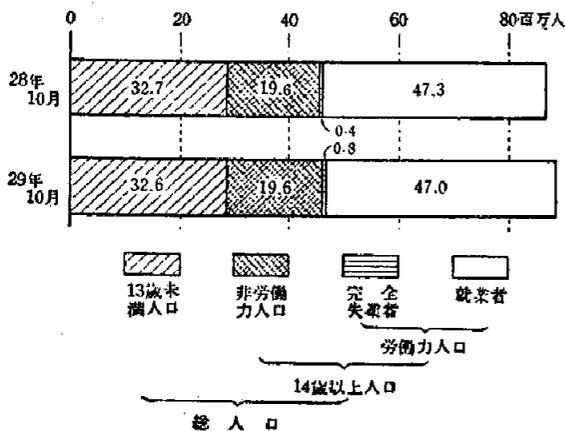
世帯数等 構成	世帯		人員	
	世帯数 千世帯	割合 %	人員数 千人	割合 %
1人世帯	886	5.4	886	1.1
2人 "	1,686	10.3	3,372	4.1
3人 "	2,424	14.8	7,273	11.4
4人 "	2,604	15.9	10,414	12.7
5人 "	2,499	15.2	12,495	15.3
6人 "	2,166	13.2	12,995	15.9
7人以上 "	4,158	25.3	34,244	41.9
合計	16,422	100.0	81,679	100.0

資料：総理府統計局「国勢調査報告」(昭和25年10月)。

残りの約一千万戸が、製造業や商業をいとなんだり、医者、弁護士を開業して、みずからなんらかの業をいとなんでいる個人企業世帯であるか、あるいはその世帯主が工場、会社、銀行、官公庁などの職場に勤めている勤労者や重役の世帯であります。

ところで、農家や製造業、商業をいとなんでいる個人業主の世帯では、耕作したり、ものをつくったり、あるいは商品の仕入れをしたり、販売をする場合などには、世帯主以外の家族の者もふだん手伝っていることは、よく知られているとおりですし、その家族の者が、駅や郵便局あるいは村役場などに勤めて月々給料をもらい、これが世帯収入の一部となっていることは、われわれのよくみかけるところでもあります。このように、世帯のくらしをたてるための収入をあげるために、なんらかの職場で働いている者は、必ずしも世帯主一人とは限らないわけでもあります。このことは、一般の勤労者世帯についても同様で、いわゆる夫婦共働き世帯や、親子で勤めている世帯は、非常に多いのであります。第2表で見られるとおり、日本全国の勤労世帯では、平均一世帯で約一人半が働きに出ている勘定になります。

第3図 総人口および労働状態別人口の比率



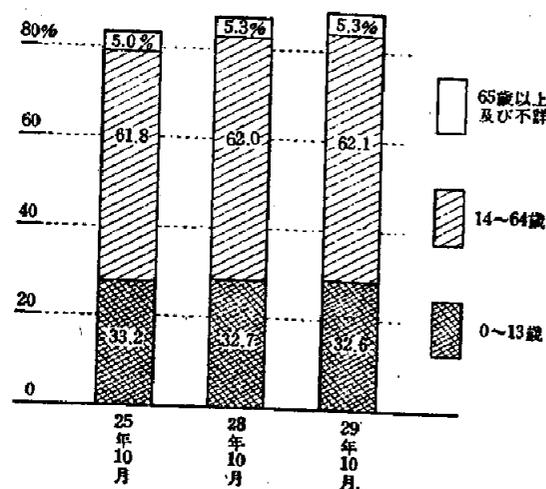
しかし、ここでは見方を変えて、日本の総人口のうち、どれだけ働いているかということ調べてみましょう。一般に、総人口から、働けない子供や、生産活動から引退した老人を除いた人口を生産年齢人口といいます。子供については、義

第4表 総人口および労働状態別人口

調査年月日 人員、 構成比	昭和28年10月		昭和29年10月	
	人員	%	人員	%
1 総人口	87,100	100.0	88,400	100.0
2 13才未満人口	28,440	32.7	28,780	32.6
3 14才以上人口	58,660	67.3	59,620	67.4
4 非労働力人口	17,050	19.6	17,290	19.6
5 労働力人口(3-4)	41,610	47.8	42,270	47.8
6 完全失業者	390	0.4	670	0.8
7 就業者	41,220	47.3	41,590	47.0

資料：総理府統計局「労働力調査報告」。

第2図 年令別人口構成



う。けない者や失職して働きたくても働けない者などがあります。したがって、これらの者は、世帯員のうち実際に働いている人々に養ってもらっているわけで、第3図は、この関係をしめすものといえます。

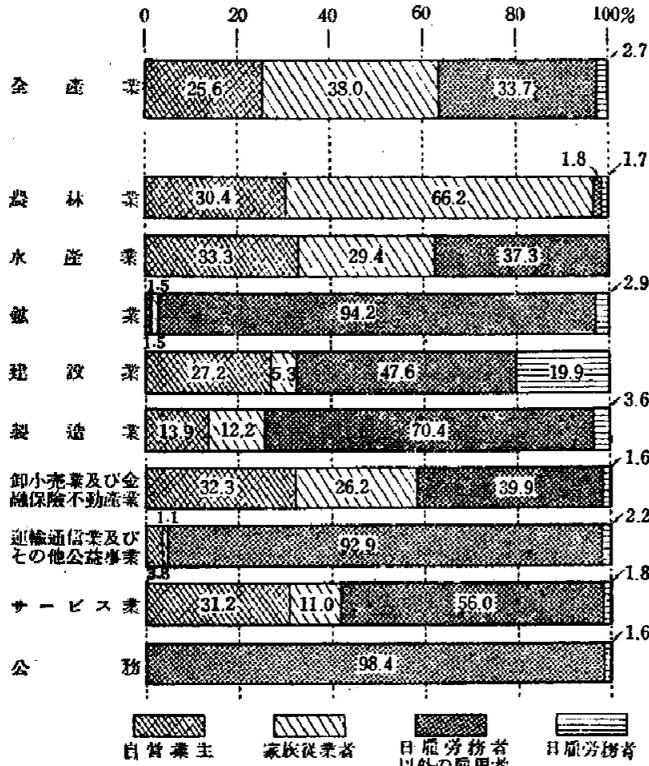
第3表 年令別人口構成

調査年月日 人員、 構成比	昭和25年10月		昭和28年10月		昭和29年10月	
	人員	%	人員	%	人員	%
0才～13才	27,641	33.2	28,440	32.7	28,780	32.6
14才～59才	49,108	59.0	53,990	62.0	54,890	62.1
60才～64才	2,306	2.8				
65才～69才	1,772	2.1				
70才以上および不詳	2,373	2.9	4,670	5.3	4,730	5.3
合計	83,200	100.0	87,100	100.0	88,400	100.0

資料：昭和25年は「国勢調査」、昭和28年、29年は総理府統計局「労働力調査」。

一世帯の構成

第5図 従業上の地位別就業者数

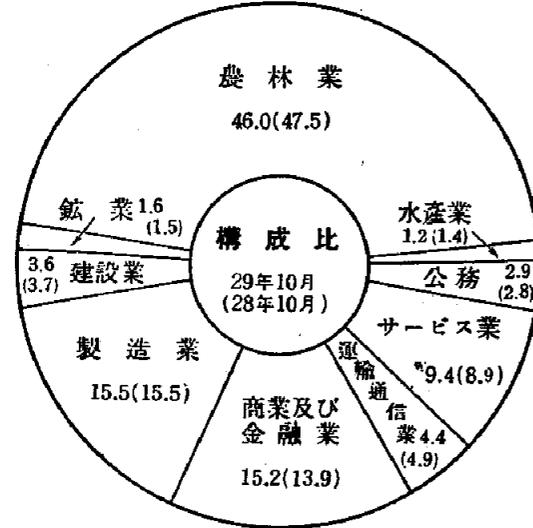


働きの種類 いままでのところ、どの世帯でも必ず平均一人、あるいは一人以上、日本全国では総人口の四〇%以上もの人々が、なんらかの職場で働いていることが統計を通じてわかりましたが、このように多くの人々が職場で働いているのは、「わたしたちのくらし」のところをみたように、結局世帯のくらしをたてるための収入をえるためであります。このように、世帯の収入をえるためには、人々はいろいろな職場で仕事に従事していますから、まずさきにくれた就業者がどういふ産業にどれだけ働いているかをみてみましょう。

第4図は、昭和二十八年十月および昭和二十九年十月の産業別の就業状態であります。これをみますと農林業に従事している者が圧倒的に多く、製造業、

第二章 世帯の收支

第4図 人口の産業別就業者構成



就業総数29年10月41,590千人、28年10月41,220千人

務教育を受ける年令で一応はつきりした線が引けますが、老人の方は、その時の社会の事情にも影響されて、いちがいに年令だけでは区別できません。しかしここでは、六十五才以上は、十三才以下とともに一応非生産年令人口と考えますと、第2図にみる通り、この年令層に属する人々は、全体の約四〇%近くに達します。したがって、わが国における生産年令人口は、約五千四百万人で総人口の約六〇%になりますが、この中には、さきにくれた主婦、学生、病人や働く希望はあっても現実に職場をさがしていない人など非労働力人口とよばれる人々も含まれます。そこで、十四才以上人口から、この非労働力人口を差引いた残りを、一般に労働力人口とよんでいます。これは、所得をあげる仕事に従事しているいわゆる就業者と、職にありつけない失業者とに分けられます。この関係をふたたび労働力調査の結果によってみれば第3図の通りであります。つまり、八千八百万人の日本人のくらしは、その約四七%の人々の働きによって、支えられているわけでありま

第5表 従業上の地位別就業者数 (単位 千人)

産業別	地位別		総数	自営業主	家族従業者	雇用者	雇用者中の 日雇労働者
	業	別					
全	産	業	41,590 (100.0)	10,630 (25.6)	15,800 (38.0)	15,150 (36.4)	1,130 (2.7)
農	林	業	19,130 (100.0)	5,820 (30.4)	12,660 (66.2)	660 (3.5)	320 (1.7)
水	産	業	510 (100.0)	170 (33.3)	150 (29.4)	190 (37.3)	30 (...)
鉱		業	680 (100.0)	10 (1.5)	10 (1.5)	660 (97.1)	20 (2.9)
建	設	業	1,510 (100.0)	410 (27.2)	80 (5.3)	1,020 (67.5)	300 (19.9)
製	造	業	6,460 (100.0)	900 (13.9)	790 (12.2)	4,780 (74.0)	230 (3.6)
卸、小売業 金融保険	および 不動産	業	6,340 (100.0)	2,050 (32.3)	1,660 (26.2)	2,630 (41.5)	100 (1.6)
運輸通信業 およびその他の	および 公益事業	業	1,820 (100.0)	70 (3.8)	20 (1.1)	1,730 (95.1)	40 (2.2)
サ	ー	ビ	3,910 (100.0)	1,220 (31.2)	430 (11.0)	2,260 (57.8)	70 (1.8)
公		務	1,220 (100.0)	0 (...)	0 (...)	1,220 (100.0)	20 (1.6)
分類不能の		産業	20 (...)	10 (...)	0 (...)	0 (...)	0 (...)

資料：総理府統計局「労働力調査報告」(昭和29年10月)。

商業がこれにつき、この三業種で全体の七五%にも達することがわかります。

つきに、これらの就業者の職場における地位をみることにしましょう。ある者は、自分で農業や商業をいとなんで、農家や商家の主人として働いておりますし、またある者は、この農家や商

二世帯の収入

家などの個人業主や会社あるいは官庁にやとわれて給料をもらって働いており、中には農家や商家の家族のように、ふだん世帯主の仕事、すなわち家業を手伝っているながら、必ずしも一定の報酬をもらっていない者もおります。また、やとわれて給料をもらっている者には、月々一定の給料をもらっている者が多いのでありますが、中には臨時または日雇の者もいます。このように、人によって職場における地位がちがいますから、このちがいによっても、さきの有業者を区分することができません。これを「就業者の従業上の地位別による区分」といいますが、労働力調査の結果からこれを調べたものが第5図であります。これによれば、産業の種類によって非常にちがいますが、就業者全体では、自分の責任で自分の財産をつかって仕事をしている自営業主(個人業主)が約二六%、いろいろな職場に雇われている人(雇用者)が約三四%、残りが家族従業者であることがわかります。

二世帯の収入

さききのべたとおり、これらの人々の働きによって、世帯のくらしがたてられているのでありますから、つきに世帯はどのような収入をえているかを、まず一般の勤労者の世帯について、ついで自営業主の一例として農家をとりあげて調べてみましょう。

勤労者世帯の収入 この第6表は、総理府統計局が家計調査として、都市に居住する勤労者世帯について調べた約二千世帯の一ヶ月の平均収入をしめすものであります。ここでは、とくにつぎの二点

第6表 勤労者世帯当り一ヵ月の平均収入

収入金額とその比率		実 数	比 率
収入源泉内訳項目			
①	現金収入総額 (②+⑩+⑬+⑭)	円 39,527	% —
②	実収入総額	26,782	100.0
③	勤め先からの収入	24,417	91.2
④	世帯主収入	21,519	80.3
⑤	その他の世帯員収入	2,898	10.9
⑥	事業、内職収入	557	2.1
⑦	その他の実収入	1,808	6.8
⑧	財産による収入	327	1.2
⑨	受贈等その他	1,481	5.6
⑩	実収入以外の収入総額	4,568	—
⑪	貯金引出	1,947	—
⑫	借入金、掛買その他	2,621	—
⑬	前月からの繰越金	8,171	—
⑭	そ の 他	6	—
⑮	現物収入総額	877	—
⑯	勤め先からの収入	78	—
⑰	その他の実収入	799	—

資料：総理府統計局「家計調査報告」(昭和29年10月)。

が注目されます。第一に、勤労者の世帯では、収入の大部分が現金収入で、後に説明する現物収入がきわめてわずかであること。第二は、現金収入には、世帯主やその家族の働きである賃金や給料ばかり

りでなく、いろいろの収入が含まれていて、現金収入のうちの実収入は世帯の所得とよばれることがあります。この実収入のすべては必ずしも後に説明する国民所得に含まれるわけではないことをと

くに注意する必要があります。

さて現物収入は、第6表でみるられように、二つにわかれます。一つは「勤め先からの収入」で、勤め先から現金給与に対する附加分として与えられるものであって、会社の負担する昼食、炭坑従業員に対する採炭用石炭の支給などはその典型的なものでありますが、社宅の無償貸与なども、社宅を借りたとした場合に支払われるべき家賃相当分のサービスを受取ったと考えればこれに属しましょう。もう一つの「その他の実収入」の中には、家庭菜園からとれる野菜などのほか、病氣見舞やぼん暮などに他人からもらう贈物などがこれに含まれます。このように、現物収入の範囲は、かなりひろいのでありますが、都市勤労者の世帯では、一ヵ月の収入のうち、僅かに二%位しかこのような収入がないのは、都市では分業が発達して、生活必需品の大部分が、お金で購入されることを物語っているとはいえましょう。この点は、後にみる農家世帯の収入とは、きわめて対照的であります。

二世帯の収入

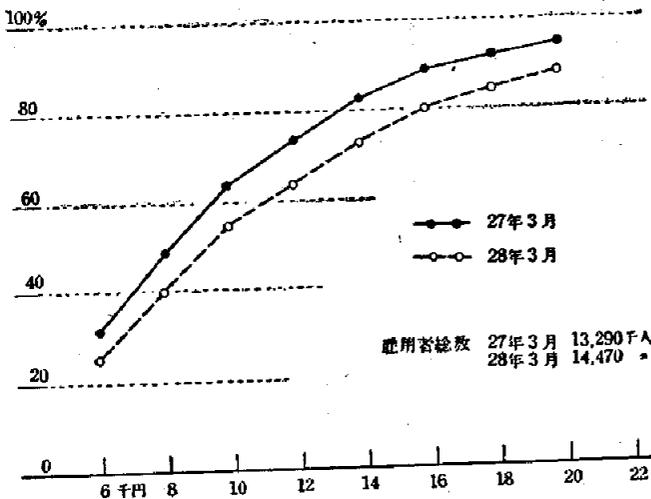
つぎに、現金収入の内容であります。これは、大きくわけて、「実収入」と「実収入以外の収入」と「前月からの繰越し」の三つに区分されます。このうち、実収入以外の収入は、いままでの蓄えである貯金を引出したり、家屋や家財を売却したりした収入や、銀行や他人からの借金などであり、それらは、その月の収入を一時的には増加させますが、その世帯員の働きによる収入ではないし、それだけ貯金や財産が減ったり、あるいは後でそのお金を返さなければならぬのでありますから、実質的な収入とはいえません。また、前月からの繰越しは、前の月の収入から、後にのべる

いゝるな支出を行った残金が、本月に繰越されたものでありますから、貯金の引出しと同様に考えることができましよう。このように、これらの二項目は、その世帯の実質的な収入とはなりませんから、つぎにのべる実収入とは区別されております。

最後に、実収入をみてみましょう。勤労者世帯では、世帯主ばかりではなく、その家族もほぼ二世帯に一人の割合で働いていることは、さきにみたとおりであります。したがって、この家族が受取る収入も含めた勤め先からの賃金、給料などの収入は、九〇%以上と圧倒的な割合を占めています。しかし、勤労者世帯であっても、収入はこれだけではなく、主婦や家族員が内職をして収入をあげることもあり、またなんらかの財産を保有してそれからの収入、たとえば預金の利子、株の配当、貸家からの家賃などを受取る世帯もあるし、他人から贈与をうける場合、たとえば他人から仕送りを受けたら、生活困窮世帯で政府から生活保障費を受取ることもあります。これらの「内職による収入」と「その他の実収入」が、実収入の八%に達することは表でみられるとおりであります。ところで、右にのべた実収入の大部分は、世帯員の働きによるものか、あるいはその財産の運用にもなつてえられるもので、これらは後に「第三章 企業のはたらき」のところのべるように、財貨やサービスの生産と直結してなんらかの形でそれらに貢献した報酬であります。これに反して、受贈は、個々の世帯にとっては、現実の収入であります。これは生産活動にはなんらの貢献もしておりませんから、経済全般の収入としては、プラスにはならないため、国民所得には含まれません。たとえば、受贈の

うち、他の個人から受取る贈与は、贈与した者にとってはそれだけマイナスとなりますから、個人全体の所得を求める場合は相殺されるわけでありませう。

第6図 所得階級別雇用者数の比率



第7表 所得階級別雇用者数(累積)

所得階級別	昭和27年3月		昭和28年3月	
	人員	百分比	人員	百分比
6,000円 未満	4,200	31.6	3,620	25.1
8,000円 "	6,530	49.1	5,820	40.3
10,000円 "	8,490	63.8	7,890	54.6
12,000円 "	9,760	73.4	9,170	63.5
14,000円 "	10,960	82.4	10,480	72.6
16,000円 "	11,790	88.6	11,550	80.0
18,000円 "	12,180	91.5	12,150	84.2
20,000円 "	12,520	94.1	12,670	87.8
計	13,290	100.0	14,470	100.0

資料：総理府統計局「失業状況実態調査報告」。

第8表 農家一戸当り年間収入

収入形態		現金	現物	合計	比率
収入源泉別項目		円	円	円	%
①	農業収入および農外収入計 ② + ⑥	292,655	109,272	401,927	100.0
②	農業収入	(64.8) 174,642	(35.2) 94,726	(100.0) 269,368	67.0
③	作物収入	(62.0) 137,661	(38.0) 88,448	(100.0) 222,109	55.3
④	養蚕、養畜収入	36,194	3,832	40,026	10.0
⑤	雑収入	787	6,446	7,233	1.8
⑥	農外収入	(89.0) 118,013	(11.0) 14,546	(100.0) 132,559	33.0
⑦	農業以外事業収入	(77.8) 24,065	(22.2) 6,861	(100.0) 30,926	7.7
⑧	労賃俸給手当収入	69,642	135	69,777	17.1
⑨	財産利用収入	4,016	61	4,077	1.0
⑩	共済扶助金補助金収入	8,390	1,116	9,506	2.4
⑪	被贈家事収入	8,983	5,039	14,022	3.5
⑫	その他	2,917	1,334	4,251	1.1
⑬	財産的収入	173,463	4,586	178,049	—
⑭	資産処分収入	20,400	4,531	24,931	—
⑮	預金引出貸金回収	125,598	6	125,604	—
⑯	借入金	27,465	49	27,514	—
⑰	収入総額 ①+⑬	466,118	113,858	579,976	—

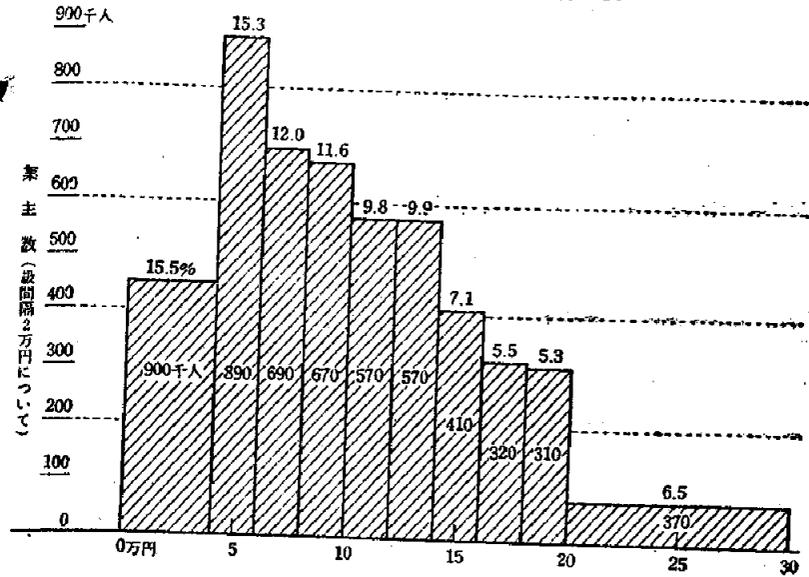
資料：農林省「昭和28年度農家経済調査報告」

つきに、所得の分布をみましょう。全世界帯について、世帯単位の収入分布が求められればよいのですが、これは資料がありませんから、ここでは、試みに勤労者だけについて、しかも個人単位で総理府統計局の労働力調査の附帯調査の結果から調べた第7表についてみてみましょう。昭和二十八年三月の一人当りの平均所得は、一万一千円ですが、千四百万人余の雇用者のうち、約八百万人、すなわち、半数以上の者はこの平均以下の所得しかえていないことがわかります。また、二万円をこえる高所得者は、二十七年に比べてかなり増加したものの、わずかに一三%足らずにすぎません。

農家の収入 わが国では、農家やその他の自営業主が、全国で約一千万人いることは、さきにお話ししましたが、ここではその一例として、農家の収入をみることにしましょう。つぎの第8表は、日本の代表的だと考えられる農家約五千五百世帯について、農林省が調査した昭和二十八年一カ年間の平均収入であります。

ここでは、さきの勤労者世帯の収入と比べて注目される点が三つあります。まず第一は、農家では本来企業の立場での収入と世帯の立場での収入とが明確に分離しにくいのですが、この調査では分離されていることになっております。勤労者世帯では、勤め先からの収入は、所得税を支払わなければならないことを除いては、そのまま世帯の実収入となつて世帯で消費しようと貯蓄にまわそうと自由に処分できるわけでありまして、ところが農家の場合には、ほぼこれに該当する収入である農業収入や農業以外の事業収入はそのままでは世帯の実収入とはならないのであります。これらの

第7図 年所得階級別農林業主数



収入は、農家の事業（企業）としての立場で生産した生産物を売上げた収入でありますから、これからこの生産に要した種子代や肥料代などの費用を支払わなければなりません。この費用については、後で農家の支出のところ、一括してお話ししますが、ほぼ売上収入の二〇%前後になります。第二は、総収入のうち、現物収入の占める割合がきわめて大きいことあります。第8表でみられるように、とくに農業収入では、ほぼ三五%にも達していますが、この現物収入の大部分は、農家の生産物を農家自身のために消費したものであります。この自家消費の割合は、米、麦、野菜などの農作物が最も多く現物収入全体の約四〇%、薪炭等は約二五%、畜産物や蚕などは一〇%と、生産物の内容によって差がありますが、いずれにしても、日本の農家では、お金によって取引され

三世帯の支出

ない自給自足の分野が、かなり大きいことをしめています。第三は、農業収入および農外収入のうち、農業収入は約六七%でいちばん大きな部分を占めてはおりますが、農業以外の兼業の事業収入が約八%、世帯員の働きによる労賃俸給などの収入が約一八%と農業以外の収入が比較的大きいことあります。したがって、もし農業収入と農外収入のうちの農業以外の事業収入を合計した事業からの収入を純収入として、これと労賃収入を比較すれば、労賃収入の割合はさらに大きくなります。これは、日本の農家の経営規模が小さく、しかも一般的に世帯人員が多く、その事業収入だけでは農家のくらしがたないために、農業以外になんらかの収入の途を計らなければならない事情を物語るものといえましょう。

つぎに、農家世帯の収入の分布をみましょう。第7図は資料の関係で、農林業主の所得分布であって農家の所得分布ではないことに注意して下さい。ここでも平均以下のものが半数以上を占め、年額二十万円を超えるものは一〇%にも満たない状況で、その経営規模がいかに小さいかがわかります。

三世帯の支出

つぎに、わたくしたちの日常生活と最も密接なつながりをもつ世帯の支出について、調べてみましょう。これは、わたくしたちのくらしの水準が、戦前のそれにくらべて現在のどの程度であるか、あるいはまた、諸外国の水準に対してはどうかということをしめす一つの手がかりとして、一般に用いら

第9表 勤労者世帯当り一ヶ月の平均支出

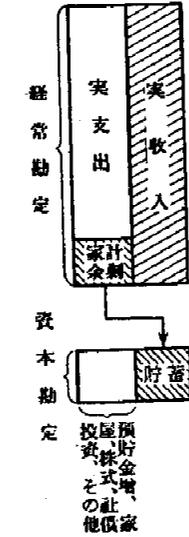
支出額およびその割合		実額	割合
支出項目		円	%
①	支出総額②+⑨+⑩+⑪	39,527	—
②	実支出総額③+④	26,040	—
③	消費支出	22,937	100.0
④	飲食費	10,690	46.6
⑤	住居費	1,282	5.9
⑥	光熱費	1,156	5.0
⑦	被服費	2,978	13.0
⑧	その他の諸費	6,831	29.8
⑨	非消費支出	3,103	—
⑩	勤労所得税	1,531	—
⑪	その他	1,572	—
⑫	実支出以外の額	5,256	—
⑬	貯蓄	1,847	—
⑭	借金返済その他	3,409	—
⑮	翌月への繰越金	8,225	—
⑯	記入不備	6	—
⑰	現物総額	877	—

資料：総理府統計局「家計調査報告」(昭和29年10月)。

れ、終戦以来とくに注目されています。一つの手がかりといったのは、われわれの日常生活をみればわかりますように、わたくしたちが健全な生活を送りうるためには、収入のすべてを消費として支出しないで、不時の必要や将来の備えのための貯蓄をもたなければなりません。したがって、生活水準を比較するためには、たんなる消費(すなわち支出)水準よりは、この貯蓄をも含めた所得(収入)水準の方が、手がかりとしては適しているという見方もあるからであります。ところで、この世帯の支出を、ここでも勤労者世帯の支出と農家の支出とに分けて、もう少し詳しく調べてみましょう。

勤労者世帯の支出 この第9表は、さきに勤労者世帯の平均収入を調べたのと同じ資料から、勤労

第8図 家計簿のしくみ



企業における経常勘定(損益計算)と資本勘定に準じて整理すれば、第8図のようになります。

まず、勤労者が、その労働力を企業に提供

者世帯の平均支出をもとめたものであります。この表でまず注意されるのは、この支出は、さきの第6表の収入と見合いになっていること、つまり支出総額が収入総額と同じであることであります。

この収支の関係を一括して記帳したものが家計簿で、これには世帯におけるあらゆる現金の受けと払いが記録されます。ところが、国民所得統計で重要なのは、現金の収支ではなくて、財貨やサービスの流れとそれらのストックとを区別して考えることでもあります。そこで、この家計簿を分解して、

した対価として受取った賃金や俸給を主体とする実収入が、経常勘定の収入側に記録され、経常支出としては、租税や消費支出などの実支出が計上されて、収支の差額として余剰(貯蓄)が生まれます。資本勘定は、この貯蓄を源泉として、預貯金にするか、借入金返済にあてるか、あるいは、家屋新築、株式、社債などへの投資として処分します。この関係をさきに掲げた家計の収支二表(第6表と第9表)からしめしますと次頁のようになります。この月は二万六千七百八十二円の収入に対して二万六千四十円の支出であり差引き七百四十二円の黒字となったわけです。この七百四十二

三世帯の支出

第二章 世帯の收支

第10表 現金実収入階級別勤労者世帯の消費支出の構成（全都市平均）

現金実収入階級別	費目					その他
	飲食費	住居費	光熱費	被服費	その他	
月額 4,000 円未満	61.9 %	4.3 %	5.4 %	6.3 %	22.1 %	
4,000～7,999	61.5	5.6	5.4	7.0	20.5	
8,000～11,999	57.8	6.7	5.2	8.2	22.1	
12,000～15,999	55.0	5.4	5.2	10.2	24.2	
16,000～19,999	51.3	5.5	5.2	12.3	25.7	
20,000～23,999	50.3	5.7	4.9	11.8	27.3	
24,000～27,999	49.3	5.9	5.3	11.4	28.1	
28,000～31,999	46.3	5.1	5.5	14.2	28.9	
32,000～35,999	44.3	4.9	4.1	13.7	33.0	
36,000～39,999	41.9	6.3	4.7	14.5	32.6	
40,000～43,999	43.6	5.3	4.9	12.5	33.7	
44,000～47,999	42.4	4.2	5.1	13.2	35.1	
48,000～51,999	40.7	6.6	4.9	14.7	33.1	
52,000～55,999	40.5	4.5	4.1	15.3	35.6	
56,000～59,999	34.8	4.1	6.9	16.1	38.1	
60,000以上	32.0	7.2	4.6	18.7	37.5	

資料：総理府統計局「家計調査報告」（昭和29年10月）。

資本勘定

経常勘定

貯金繰入れ	1,847円	-	貯金引出	1,947円	=	-100円
借入金返済	3,409円	-	貸金回収	2,621円	=	788円
翌月へ繰越し	8,225円	-	前月から繰越し	8,171円	=	54円
合計						742円

実収入	26,782円
実支出	26,040円
差引剰余	742円

円がどう処分されたかは、実収入、実支出以外の純額をもとめればわかります。すなわち、資本勘定を計算することによって上のようにしめされます。さて、世帯の支出のうち、実支出以外の支出は、右にみたようにそれに対応する実収入以外の収入と対比して、はじめて意味があるわけですが、実支出は、それぞれ独自の目的のために行われる支出であります。まず、所得税や市町村民税などの租税公課ですが、これは、われわれが社会生活をいとなんで、国民として、あるいは市町村民として生活するからには、当然負担しなければならぬものであります。実収入に対して、この租税の負担割合が大きいか小さいかによって、生活程度の苦楽がしばしば問題にされますが、反面において、国家から受取るサービス、たとえば医療、教育、治安、その他のサービスの、どの程度であるかも考えあわせてみなければいけません。この租税公課を除いた実支出は、消費支出とよばれ、第9表にみられるとおり、飲食費、住居費、光熱費、被服費およびその他の諸費に分けられますが、これらはいずれも、企業が生産した財貨やサービスを購入するのでありますから、世帯は、この支出の面でも企業と密接な関係があると いえましょう。

三世帯の支出

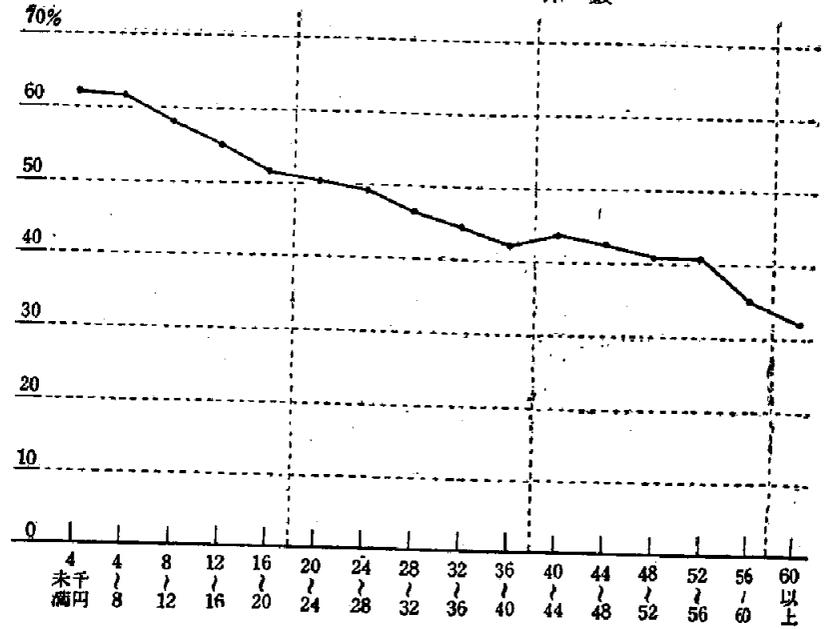
第11表 現金実収入階級別収支(全都市平均)

項目 現金実 収入階級	A 実 収入 額	B 実 支出 額	C = A - B 差引 余剰	D B中の租 税	E = D A 税負担率
月額 円	円	円	円	円	%
4,000未満	1,298	14,651	-13,353	65	5.0
4,000~7,999	6,015	9,771	-3,756	21	3.5
8,000~11,999	10,289	12,594	-2,305	82	8.0
12,000~15,999	14,131	15,404	-1,273	226	1.6
16,000~19,999	17,910	18,570	-660	426	2.4
20,000~23,999	21,828	21,933	-105	891	4.0
24,000~27,999	25,730	24,674	1,056	1,441	5.6
28,000~31,999	29,872	28,419	1,453	1,971	6.6
32,000~35,999	33,827	32,279	1,548	2,854	8.4
36,000~39,999	37,926	34,914	3,012	3,685	9.7
40,000~43,999	41,836	39,031	2,805	4,754	11.4
44,000~47,999	45,938	40,684	5,254	4,608	10.0
48,000~51,999	50,090	43,229	16,861	6,728	13.4
52,000~55,999	53,690	46,849	6,841	6,983	13.0
56,000~59,999	57,950	53,310	4,640	7,520	13.0
60,000以上	81,781	70,559	11,222	16,223	19.8
平均	26,782	26,040	742	2,177	8.1

資料：総理府統計局「家計調査報告」(昭和29年10月)。

第二章 世帯の収支

第9図 エンゲル係数



資料：総理府統計局「家計調査報告」(昭和29年10月)。

この消費支出総額のうち、飲食費の占める割合は、「第一章一私たちの暮らし」のところでものべたとおり、エンゲル係数とよばれてその世帯のくらしの程度を知る一つの尺度とされています。このことは、上にかかげる第9図によって、所得の階層別にエンゲル係数を比較して見ればあきらかでありませう。

ところで、さきにもみましたように、実収入から実支出を支払った残りが、その月々の世帯の余剰で、昭和二十九年十月の勤労者世帯全都市平均では、七百四十二円の黒字になったことはさきにお話しいたしました。これを収入の階層別にみたのがつぎの第11表であります。

この表からあきらかなように、所得の

三世帯の支出

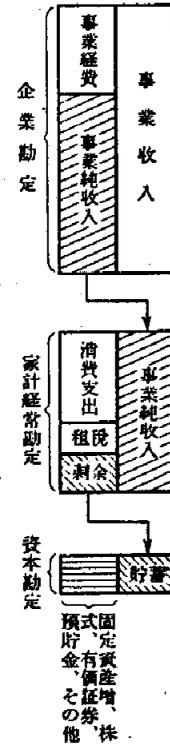
第12表 農家一戸当り年間支出

支出項目	収入形態	現金	現物	合計	比率
		円	円	円	%
① 農業支出および農外支出計	②+⑦	71,254	980	72,234	—
② 農業支出		62,592	924	63,516	100.0
③ 雇用労賃		4,257	205	4,462	7.0
④ 種苗苗木蚕種代		2,801	20	2,821	4.4
⑤ 肥料飼料農薬代		35,285	360	35,645	56.1
⑥ その他		20,249	339	20,588	32.5
⑦ 農外支出		8,662	56	8,718	—
⑧ 租税公課		23,442	85	23,527	100.0
⑨ 所得税市町村民税等直接税		7,207	0	7,207	30.6
⑩ その他租税公課		16,235	85	16,320	69.4
⑪ 家計支出		(60.1)	(39.9)	(100.0)	100.0
⑫ 飲食費		160,364	106,636	267,000	51.0
⑬ 住居費		43,259	92,900	136,159	7.7
⑭ 光熱費		20,024	521	20,545	5.1
⑮ 被服費		5,931	7,611	13,542	12.8
⑯ その他諸費		32,530	1,549	34,079	23.4
⑰ 財産的支出		206,904	6,166	213,070	—
⑱ 固定資産購入		40,042	5,464	45,506	—
⑲ 外部投資貯蓄その他		166,862	702	167,564	—
⑳ 支出総額 ①+(⑧)+(⑪)+(⑰)		461,964	113,867	575,831	—

資料：農林省「昭和28年度農家経済調査概要」。

第二章 世帯の收支

第10図 農家の家計簿のしくみ



ければなりません。したがって、農家の收支は、第10図のように、企業(事業)勘定、家計経常勘定

があります。ただ、農家の場合は、企業活動としての收支も、この記録に含まれていますから、さらにこの部分も取出さな

低い階級では、貯蓄するどころか月々の生活費にもこと欠く有様で、いままでの蓄えを引出すか、他人から借金してこれをまかなわなければならない実状であります。ところが、所得の高くなるにつれて、生活内容も充実するとともに、家計にも余剰が出て貯蓄ができるようになってきます。この貯蓄は、自分の住む住宅を建てるのに用いられったり、あるいは金融機関に預金として預け入れられるか、または株式や社債の購入などに回されるわけでありす。いずれにしても、結局これらの貯蓄は、企業の必要とする資金をまかなうもとでとなります。この点でもまた、世帯は、企業と密接な関係にあるといえましょう。

農家の支出 つぎに、農家の支出を調べてみましょう。つぎにあげた第12表は、さきに農家の収入を調査した第8表と同じ資料から調べたものであります。ここでも、勤労者世帯の家計簿と同じように、農家のあらゆる支出が記録されていて、記録不備による誤差を除けば收支が一致しています。そこで、勤労者世帯の家計簿を、経常勘定と資本勘定に整理して考えたのと同じように、分析する必要があります。

第13表 農家の収支

項 目		収 入	支 出	収支差額
企 業 勘 定	農業および農外收支	401,927 (100.0)	72,234 (17.1)	329,693 (82.9)
	農 業 收 支	269,368 (100.0)	63,516 (23.6)	205,852 (76.4)
	農 外 収 支	132,559 (100.0)	8,718 (6.6)	123,841 (93.4)
	農業および農外収支差額	329,693		
家計経常勘定	控 除 事 業 税		16,320	
	差 引 農 家 純 所 得			313,373
	農 家 純 所 得	313,373		
資 本 勘 定	控 直 接 税		7,207	
	除 家 計 費		267,000	
	差 引 農 家 余 剰			39,166
	農 家 余 剰	217,251	178,049	39,166
	固 定 資 産 増 減	45,506	23,456	22,050
資 本 勘 定	出 資 株 式 有 價 証 券	3,598	1,475	2,123
	貯 金 受 拂	144,868	125,604	19,264
	借入金および返済その他	19,098	27,514	- 8,416
	収 支 の そ の 他	4,145	-	4,145

資料：第9表と第14表から作製。

および資本勘定の三つとなります。

まず、企業勘定としては、収入側に農産物の売上代である農業収入や兼業である林業や水産業などの事業収入が記録され、支出側にはこれらの事業における生産活動に要した費用である種苗代、肥料代、農薬代、支払賃金などがあげられます。このほか、地方税として土地や家屋にかけられる固定資産税や事業にかけられる事業税などのように事業の経費とみなされる税金や、農具の維持修繕に要する費用などもここに記録されることをとくに注意してください。これらの事業経費と、さきへのべた事業収入との差が事業の純収入で、これが、家計の経常勘定の収入へ移されます。これから所得税や消費支出などのいわゆる実支出が行われ、残りが家計の余剰（貯蓄）となって資本勘定の収入に転記されることは、さきの勤労者世帯と同様であります。資本勘定において、この余剰の一部は借入金の返済に、他は預貯金や株式投資などにあてられることも、勤労世帯でお話ししたとおりであります。農家の場合は、このほか、この貯蓄を財源として農地の改良を行ったり、農機具や乳牛を購入するなど、直接農家の生産を拡充するために支出されることが多いのは注目されましょう。以上の関係を、さきに掲げた第8表第12表の農家の収支表から求めたのが、つぎの第13表であります。

なお、事業外収入に含まれる受取賃金などは、企業勘定を通らないで直接家計経常勘定の収入に計上されるべきであります。ここでは便宜上、農外収入に一括してある点に注意してください。

さて、このように、農家の収支を事業（企業）の面と家計の面とはなして考えますと、とくに支

出についてはその区分についてはしばしば問題があります。たとえば、一般に農家で用いている作業衣は、工場で働いている人々の作業衣とちがって、とくに作業のために購入する場合はまれで、通常は生活用衣服の中古品を用いる場合が多いし、また電気料金や固定資産税などについても、家計の負担すべき部分と事業の経費とみなされる部分との割合は、必ずしもはっきり分けることができません。

ところで、農家の家計費について、費目別にその内容をみますと、ここでも飲食費が五一%ときわめて大きな割合をしめているのが注目されます。これからみても、農家の生活水準があまり高くないことがわかります。またここには出してありませんが、現物支出の割合が大きく、消費支出の四〇%までもが、自家の生産物の購入であって、これは飲食費においてとくに甚だしく、実に七〇%にも達することは注目されましよう。

第三章 企業のはたらき

一 生産のしくみ

生産のいみ 私たちが、毎日のくらしをいとなんでいくためには、いろいろのものを必要とします。食料、衣料、住居のように生きていくための必需品から、書物、家具、ラジオなどのように、生活をより豊かに楽しくするためのものまで、欲をいえばきりがありません。しかし、このような私たちにとって必要なもの、欲しいものは、空気のようなものとは別として、自然にころがっているわけではありません。私たちは、どうしてもこれらのものを、自分たちのちえと努力によってつくり出さなければなりません。このようなたらきを生産といいます。私たちの生活に必要なものは、すべて生産のはたらきによってつくり出されるものでありますから、私たちの経済生活のしくみを十分に理解するためには、生産のしくみをつっこんでしらべてみるものが大切です。なお、生産の対象となる私たちの生活に必要なものは、財貨だけでなく、前にもお話ししたようにサービスもあります。生産のしくみも、文化の発達とともに、いろいろと変化し発展していることは、すでにお話ししたとおりですが、ここでは、今日の経済における生産のしくみについて、さらにくわしく調べて